

令和 3 年度

防災・防犯計画



長門市立深川小学校

I 火災対策

1 災害時の対策

(1) 事態発生

- ①校舎内で火災が発生した場合
- ②学校付近で火災が発生した場合

(2) 火災の伝達

①火災報知器の場合

◇事務室の火災受信機が鳴り、およその場所がわかる。

②火災を目撃した場合

◇近くの火災報知器のボタンを押して、火災発生を知らせる。

◇大声で近くの人に知らせる。

◇校内電話で、職員室に通報する。

③本部の処置対策

◇校内への指示

- ・状況を確認し、放送または口頭で指示伝達する。

◇外部への通報

- ・長門地区消防本部 TEL 119 22-3111
- ・長門警察署 TEL 22-0110
- ・長門市教育委員会 TEL 23-1258【短縮03】

(3) 児童の避難

①状況により、児童を安全な場所に避難させる。

②出火場所、風向き、火勢などを考え、具体的に避難の方法を指示する。

(4) 非常持出

①全児童が安全な場所に避難したことを確認した上で、搬出する。

②搬出の対象

◇非常持出の書架にある資料

◇重要書類

- ・児童指導要録、健康診断関係書類、卒業生名簿等

◇重要物品

- ・劇薬品類、教材備品等

2 平常時の対策

(1) 火災予防措置

①「火気取扱規程」を遵守する。

②火元責任者や当番職員が、火気使用箇所を確実に点検する。

③電気設備やガスの元栓などの安全点検を、きちんとする。

④薬品や油類の管理を、きちんとする。

(2) 防火施設

◇消火栓や消火器、火災報知器について、次のことを徹底する。

- ・配置場所の確認

- 使用方法の理解
- 機能等の定期的な点検、補充

Ⅱ 地震対策

1 震災予防措置

(1) 震災を予防するため、建物及び諸施設などの点検を年度初めの安全点検日に行う。
点検項目は、次のとおりとする。

- ① 建物及び建物に付随する工作物(スピーカー・時計など)の倒壊、落下などの危険の有無
- ② 戸棚・ロッカー・昇降口の靴箱・冷蔵庫・テレビ等の転倒・落下などの危険の有無
- ③ がけのコンクリート、軒下、外壁のひび割れの有無
- ④ 窓ガラスのひび割れなどの危険の有無
- ⑤ 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための装置の適否
- ⑥ 拡声器、携帯ラジオを備え、定期点検をする。
- ⑦ 耐震診断をしてもらうように努める。

(2) 児童の登校時刻には、教職員のうち誰か1名は出勤しておく。(通常は、管理職等)

2 避難行動についての指導内容(事前指導・練習)

(1) 登下校時や外出時

- ① 揺れを感じたら低い姿勢をとり、カバンや手に持っているもので頭を守る。
- ② 建物・ブロック塀・石垣・電柱・自動販売機などから離れる。
- ③ 自動車には近寄らない。
- ④ 狭い道路から離れ、橋・崖下・海岸などに近寄らない。(津波の危険性)
- ⑤ 揺れが少し治まったら早急に広いところへ移動する。
- ⑥ 揺れが完全に治まったら、学校か自宅か、いずれか近い方に移動する。
- ⑦ けが人を見たら、近くの大人へ大声で知らせる。
- ⑧ 決してあわてて走り出さない。
- ⑨ 決められた通学路を通り、名札はいつもきちんとつけておく。
- ⑩ 建物・電車・バスでは、係りの人や運転手・車掌の指示を聞く。

(2) 在校時

① 第1次避難

- 身体の保護
 - 教室――机の下に潜る。
 - 体育館――低い姿勢をとって中央付近に集まる。

- ・廊下―――低い姿勢をとって近くの教室に入り机の下に潜る。
 - ・階段―――低い姿勢で手すり側(壁側落下物危険)を走らないように降りる(将棋倒しの危険防止の為)。
 - ・便所―――低い姿勢をとり、ドアを少し開ける。
 - ・校舎外―――低い姿勢で建物から離れ、校庭の中央に集まる。
- 避難出口の確保―――窓、出入口を開ける。
 - 危険物の処理―――火を消す。電源を切る。ガス元栓を閉める。
- ②第2次避難 ～ 放送または大声で全児童に伝え、指定場所に集合させる。
- ③第3次避難 ～ 津波情報を聞いて指示をする。避難場所は原則深川中体育館。

Ⅲ 風水害・土砂災害対策

1 風水害・土砂災害予防措置

(1) 教育委員会からの指示やそのときの状況判断により児童の緊急下校または避難の措置をとる。その場合には、次のことに留意する。

- ①下校の時機の判断を誤らない。
- ②高潮や冠水の恐れがないか、満潮時刻等の情報を把握する。
- ③必要に応じて、保護者の迎え、または教師の引率を考慮する。
- ④マチコミメールまたは電話を通じて各家庭へ連絡する。

(2) 始業前の児童が家庭にいる場合に台風接近等の恐れがある時は、天気予報をもとに、次のように措置する。

- ①PTA会長等から地域の情報を収集し、校長が登校の可否を決定する。
- ②必要によって、臨時休校、登校時刻の変更などの措置をとる。
- ③決定事項は、マチコミメールまたは電話を通じて速やかに各家庭へ伝える。
- ④必要によっては関係機関(深川中学校、向陽小学校、俵山小学校等)と連絡を取り、市教委への報告を速やかに行う。

2 指導内容

(1) 暴風雨、洪水の時に起こる危険と安全対策

- ①大雨や風による落下物
 - ・周りだけでなく頭上にも注意する。
- ②電線の切断や倒木
 - ・ゆるんで垂れ下がったり切れたりした電線に近寄らない。
 - ・木のそばに寄らない。
- ③土砂くずれ

- ・土砂の流れを背にして逃げず、直角に逃げる。
 - ・小石が落ちたり亀裂が入ったり、音がしたりする崖には近寄らない。
 - ・にごり水の出てくる崖や山に近寄らない。
- ④川岸の崩壊や橋の流出
- ・海岸や冠水しかけた橋に近寄らない。
- (2) 安全な登下校の仕方
- ①先生や親、警備している人の指示を聞く。
 - ②障害物から遠ざかる。
 - ③傘の使い方や雨具の着用に注意する。
 - ④交通事故に注意する。
 - ⑤2人以上で行動する。
 - ⑥増水した所に近寄らない。

V 弾道ミサイル対策

1 弾道ミサイル落下時の対応

(1) 落下または通過前の対応

- ①J-アラートの情報を全教員で共有する。
- ②屋外にいる児童を室内に入れ、室内の児童は窓から離れたところに集合させる。
- ③必要に応じて、保護者の迎え、または教師の引率を考慮する。
- ④対応について、マチコミメールまたは電話を通して各家庭へ連絡する。

(2) 落下または通過後の対応

- ①続報を受け取れる体制を整える。
- ②必要によって、臨時休校、登校時刻の変更などの措置をとる。
- ③決定事項は、マチコミメールや電話を通じて速やかに各家庭へ伝える。
- ④着弾した場合、被害の状況に応じた対応を行う。
 - ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から離れ、密閉性の高い室内の部屋または風上に避難する。
 - ・屋内にいる場合は、窓を閉め、室内を密閉する。

2 指導内容

(1) 学校で弾道ミサイル発射の情報伝達があった場合の行動

- ①屋外にいる場合は室内に入る。
- ②屋内にいる場合は、窓から離れたところで、机の下などに入り、頭部を守る。

(2) 安全な登下校の仕方

- ①先生や親、警備している人の指示を聞く。
- ②障害物から遠ざかる。
- ③交通事故に注意する。
- ④2人以上で行動する。
- ⑤見慣れないものを見付けても近付いたり、触ったりしない。

VI 参集体制

【風水害】

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
○台風の接近が予測される場合	○平日 出勤職員	○被害予防対策 ・休校等の措置 ・敷地内危険箇所 及び 飛散物の確認	○平日 校内放送 または 内線
○長門市に大雨警報が発令された場合	○それ以外 ・校長 ・教頭 ・事務長 ・学校近隣の教員	・施設設備の点検 ・浸水対策（土のう）	○それ以外 緊急連絡網 または マチコミメール

【地震・津波】

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
○気象庁から震度5が発表された場合	○平日 出勤職員	○被害予防対策 ・休校等の措置 ・敷地内危険箇所 及び 飛散物の確認	○平日 校内放送 または 内線
	○それ以外 ・校長 ・教頭 ・事務長 ・学校近隣の教員	・施設設備の点検 ・津波情報の確認、対応	○それ以外 緊急連絡網 または マチコミメール

○気象庁から震度6以上が発表された場合	全職員参集	○被害予防対策 ・休校等の措置 ・敷地内危険箇所及び飛散物の確認 ・施設設備の点検 ・津波情報の確認、対応	緊急連絡網 またはマチコミメール
---------------------	-------	---	------------------

【弾道ミサイル】

国民保護情報	参集職員	主な業務	連絡方法
○ミサイルが飛来する可能性がある場合	○平日 出勤職員	○被害予防対策 ・休校等の措置 ・敷地内危険箇所の確認 ・施設設備の点検	○平日 校内放送 または内線
	○それ以外 ・校長 ・教頭 ・事務長		○それ以外 緊急連絡網 またはマチコミメール

Ⅶ 情報収集及び情報伝達（報告）

国民保護情報、気象情報等により災害が発生すると思われる場合及び災害発生時には、下記的手段で情報を収集するとともに、収集した情報は適宜、校内の児童・教職員へ周知する。

（１）情報の収集手段

情報手段	情報機関	情報内容
J-アラート	気象庁 内閣官房	○エリアメール・緊急速報メール ○防災行政無線 ○テレビ、ラジオ、インターネット等 緊急地震速報、津波警報、 国民保護情報（弾道ミサイル情報）等
インターネット	下関地方気象台	○気象台ホームページ 気象情報、注意報・警報 土砂災害警戒情報、地震・津波情報
	山口県	○山口県緊急災害情報 雨量情報、水位情報、潮位情報、 洪水予報、土砂災害 ○山口県土木防災情報システム ○山口県道路情報 道路情報

	長門市	○長門市防災情報
携帯電話(メール)	山口県	○山口県防災情報メール 気象注意報・警報、津波情報 土砂災害警戒情報、水位情報
その他	長門市防災無線	

(2) 情報の伝達(報告)

情報内容

【国民保護情報】 【気象情報及び災害情報】 【交通情報】 【その他の情報】



学 校

【校長】 ⇔ 【教頭・事務長・生徒指導主任】 ⇔ 【職員会議】



主な伝達先

【長門市教育委員会】 【保護者】 【警察・消防】
23-1258 マチコミメール 22-0110 22-0119

Ⅷ 休校・自宅待機等の決定、連絡体制

□ 休校・自宅待機(登校時間の繰り下げ・下校時間の繰り上げ)等の決定

校長は、気象情報及び災害等の状況により、休校・自宅待機・登校時間の繰り下げ・下校時間の繰り上げ等の措置を決定する。

また、措置を決定した場合は、速やかに長門市教育委員会へ報告する。

(1) 休校・自宅待機等の決定

気象情報や地震により休校又は自宅待機を決定した場合は、「マチコミメール」を通じて、保護者へ周知するとともに、長門市教育委員会へ報告する。

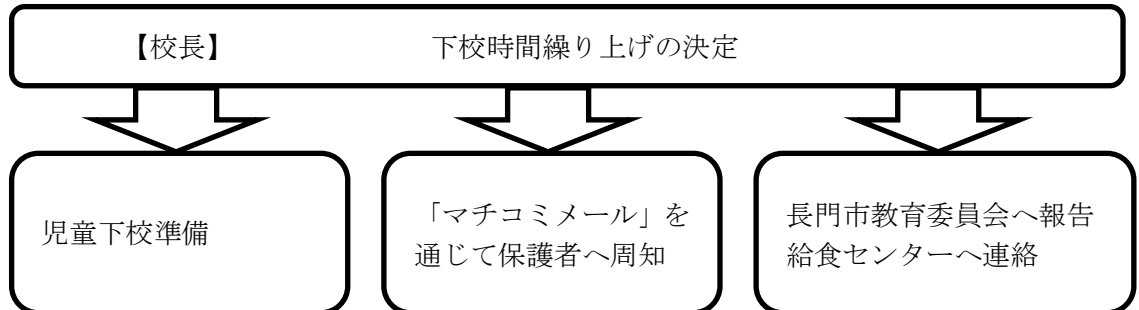
自宅待機とした場合で、登校時間の繰り下げを決定した場合は、「マチコミメール」を通じて、保護者に周知する。

※ 台風接近の場合等は、事前に児童に情報の確認を周知する。



(2) 下校時間繰り上げの決定

気象情報や地震等により下校時間を繰り上げる場合は、「マチコミメール」を通じて、保護者へ周知するとともに、長門市教育委員会へ報告する。



□ 連絡体制

(1) 教職員への連絡体制

非常時の連絡は、別紙のとおりとし、異動や連絡先の変更が生じた場合は、適宜修正し、職員へ周知する。

(2) 児童・保護者への連絡体制

非常時の連絡体制は下記のとおりとし、担当教員や連絡順に変更があった場合は、適宜修正し、保護者等へ周知する。

学校から保護者への連絡体制を作成

- 「マチコミメール」(学年閉鎖、学級閉鎖等、台風、大雨等)
- 各学級担任による電話連絡
- 地区連絡網 ※ 学校から地区評議員へ連絡

Ⅸ 避難指示及び避難誘導

校長は、地震発生や気象庁の発表する気象情報から、校内の児童及び教職員等の避難が必要と認めた時は、速やかに校内放送にて避難指示を出すとともに、避難事由及び安全な避難誘導方法等を指示する。

教職員は、校内放送で避難指示があった場合は、児童及び来校者の安全を最優先し、1次避難場所へ避難させ、地震の発生による津波等が予想される場合は、2次避難場所へ安全に避難させる。

なお、決められた避難場所・経路が2次災害の恐れがある場合は、その時の状況に応じて最も安全と思われる避難場所・経路とする。

避難指示時の場所	1次避難場所	2次避難場所
各教室、特別教室	サブグラウンド、体育館	深川中体育館、深川中グラウンド、赤崎山

Ⅹ 保護者への引き渡し確認

校長は、気象情報及び地震による被害の状況に応じて、引き渡し下校とするか否かを決定し、児童が安全に下校できる方策を講ずる。

(1) 下校方法

災害発生時の下校方法の留意点については、事前にその対応を明確にするとともに、保護者に対してもその内容を周知徹底する。

(2) 保護者への引き渡し

児童を保護者（または、それに代わる者）に引き渡す際は、直接の引き渡しとし、引き渡したかどうかの確認を徹底して行う。

XI 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災教育

校長は、学校教育全体を通じて、児童が自然災害のメカニズム、地域の自然環境や学校の構造（危険個所）、過去の災害状況等から、防災体制の仕組みを理解し、災害時における危機を的確に認識し、被害を最小限に抑えられるよう、防災教育を実施する。

(2) 避難訓練

災害時に児童及び教職員、来校者等が安全かつ迅速に避難することができるよう、平時から避難訓練等（毎学期1回以上）を実施するとともに、教職員に対しても避難誘導及び情報伝達が速やかに行えるよう研修を実施する。

XII 学校施設設備及び通学路の安全確認

校長は、学校を利用するすべての人の視点に立ち、点検項目を予め設定して、施設の安全点検を定期的に行い、危険個所の早期発見とその改善に努める。

また、学校周辺の通学路における危険個所について予め把握し、被害防止に努める。

(1) 学校施設の整備

- ・ 校舎外部、付帯施設の点検
- ・ 校舎内部、設備の点検
- ・ 災害時の通報設備の点検・確認

(2) 通学路の危険個所及び通行規制

学校周辺の通学路における危険個所の把握に努め、その内容について児童及び保護者へ定期的に周知する。

XIII 避難所の運営

長門市の避難施設に指定されていることから、平時よりその指定内容及び運営方針について長門市の関係部署と調整し、災害時には避難施設として機能し、かつ円滑にその運営ができるよう備えておく。

(1) 長門市との連絡体制

- ・ 開設連絡を受ける窓口

区分	連絡窓口
○平日の場合	第1連絡 教頭
	第2連絡 校長
○休日、夜間の場合	第1連絡 教頭
	第2連絡 校長
	第3連絡 生徒指導主任

(2) 避難所開設に係る初動対応

避難所を開設した場合は、速やかに開設した旨を長門市教育委員会へ報告し、教職員は、施設設備の管理業務や市担当職員の運營業務に協力する。

但し、避難所運営の長期化や、特殊業務への従事で、服務上の観点から協議が必要と思われる場合は、長門市と協議する。

(3) 避難所開設時の学校の体制

長門市から避難所開設の要請があった時は、あらかじめ指定した職員が参集して、初動体制を確立する。

避難所開設時の初動体制は次のとおりとし、(2)により対応する。

対応職員①（教頭）	○体育館の開錠	○避難者（一般市民）の誘導
対応職員②（校長）	○関係者等への連絡	○報道対応
対応職員③（生徒指導主任）	○学校関係者への連絡	○避難者（一般市民）の誘導

【避難所開設時の連絡フロー】

